

県南広域振興局長告示第 172 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 7 月 27 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
有限会社花城薬局吹張店	花巻市吹張町 5 番 28 号	平成 19 年 6 月 12 日
瀬川医院	花巻市吹張町 5 番 27 号	〃
よつば薬局	北上市大曲町 6 番 12 号	平成 19 年 6 月 1 日
川上医院	遠野市東穀町 8 番 4 号	平成 19 年 5 月 31 日
フォレスト薬局一関店	一関市狐禅寺字大平 125 番地 3	平成 19 年 6 月 22 日